

## 酪肉近基本方針に対する国民の皆様からのご意見

| No | 性別 | 年代  | 都道府県 | 職業   | ご意見の内容  |
|----|----|-----|------|------|---|
| 1  | 男性 |     | 北海道  | 酪農家  | <p>○ 6次産業化ができる人はほんの一握りであり、6次産業化が強調されすぎている。6次産業化を進めるための政策が伴っていない。6次産業化を行うのは個人が主体であり、補助事業の3戸共同要件はやめるべき。これまで、現場は、補助要件を満たすために名前を借りるなどしておりひどい。もっと厳しく会計検査をすべきだ。また、チーズなら1年寝かして百貨店に卸しても、代金がもらえるのは2か月後だから結局回収するのに14か月かかるので融資が重要なのに、農協は対応しない。制度資金も対応が遅れている。</p> <p>○ 補助事業で施設・機械を整備する場合、減価償却分を積み立てさせることを義務付けるべき。そうでないと、機械の更新時にまた補助事業を使うことになる。補助付きリースができたが、評判がよく、小規模生産者は1回使うと次に順番が回ってこない。一方で、補助事業はいろいろあるので、メガファームが何回も使って不公平だ。事業計画を立てる時も乳量を多めにするなど現実的な計画ではないから、経営がうまく行かないのは当たり前だ。国も事業計画を厳しい目でみること。</p> <p>○ 限りある財源は効果的に使うべきだ。例えば、補助事業で施設・機械を整備したメガファームならば、効率的になっているはずなのだから、補給金は不要にすべき。農協の幹部など補助金をもらうことしか考えてなく、補助金をもらうことに慣れすぎている。補助事業をもっと削減すべきなのに、仕分けで牛乳の消費拡大を削るのはひどい。しかし、どうせなら、予算は一旦ゼロベースで見直して必要なものだけ付けるべきだ。</p> |
| 2  | 男性 | 20代 | 岩手県  | 公務員  | <p>黒毛でも脂肪交雑を追及しないルートを作るとあるが、現状サンがない肉は高く売れない。肥育農家、繁殖農家ともに収入が減るのは目に見えている。コスト削減では追いつかないだろう。一方、日本短角種を推進する記述もあるが、マルキン制度では和牛に一本化されるなど、振興策が取られているとはいいがたい。種の特性を活かし、黒毛と短角の役割をはっきりと分化させ両方を振興しなければいけないのではないだろうか。</p>   |
| 3  | 男性 |     | 山形県  | 団体職員 | <p>○ 後継者が確保されない限り、畜産物の自給率向上も産業振興・地域振興も実現し得ない。多額の資金が必要な施設型農業である畜産・酪農の特性をふまえ、後継者の確保や新規就農の促進等を含めた担い手の育成・確保対策や畜産インフラの整備を強化する必要がある。<br/>また、農業生産額・農業所得の安定・増大に向けたビジョンを明確に示す必要がある。</p> <p>○ 所得補償制度については、安定的な再生産が可能となる補償基準価格を設定のうえ、平成23年度から導入すべきであり、政策の具体的工程表を早期に示すべきである。</p>  |
| 4  | 男性 |     | 東京都  | 団体職員 | <p>1. 国内消費量の8割に当たる輸入チーズを可能な限り国産に置き換え、チーズ生産に仕向ける生乳供給を拡大すると謳っているが、あくまでもチーズは自由化品目であり、国際価格の影響を大きく受けることになる。また、チーズ向け生乳に対する補助制度は、国費と財源に限りのある農畜産業振興機構からの助成</p>  |

|   |    |     |      |  |
|---|----|-----|------|--|
|   |    |     |      | <p>金との組み合わせであり、不安定且つ時限的なものとなっている。</p> <p>従って、今後とも酪農経営の安定を図りながら、チーズ生産に仕向ける生乳供給量を拡大させて行くためには、新たなチーズ乳価対策を実施することが必要と考える。</p> <p>2. 「酪肉近」の親計画である「食糧・農業・農村基本計画」において、生乳生産800万トンの目標達成のための課題の1つとして、付加価値の高い国産ナチュラルチーズの生産体制の整備をあげている。</p> <p>これは、酪肉近でも言及されている6次産業化の取り組みによって得られる結果と思料するが、チーズに関する6次産業化はごく少数の酪農家が取り組む限定的なものであり、800万トンの目標達成のための課題に挙げるべきものでないとする。</p> <p>また、「酪肉近」では、6次産業化の取組による所得の増大が謳われているが、6次産業化により所得増大が可能なのはごく一部であり、太宗の農家は規模拡大や経営の効率化に取り組むことにより所得向上を図っていかねばならないので、このような表現は農家をミスリードすることにならないか。</p> <p>なお、全国で手作り工房等による成功事例はあるが、それらは何れも製品の差別化や販売面で大変な苦勞の結果得られたものであることを併せて周知する必要がある。</p> <p>3. 「酪肉近」では、研究機関等における飼養管理に関する調査試験が必要な品種であるとするブラウンスイス種を、チーズづくりの推奨品種としているが、国内に1,000頭余りしかおらず、且つ、調査が必要な品種を国の基本計画に盛り込むのは時期尚早ではないか。</p> <p>なお、高蛋白で高脂肪の品種が必要であるのであれば、国内で1万頭以上飼養され、各地で産地化され、様々な差別化商品が生み出されているジャージー種を取り上げるべきではないか。</p>  |
| 5 | 男性 | 東京都 | 団体職員 | <p>1. 畜産・酪農所得補償制度の導入について</p> <p>(1) 畜産・酪農所得補償制度の導入に当たっては、酪農、肉用牛の生産、流通、消費、輸出入等の現状と問題点、人口減少社会の到来、国土未利用資源の有効な利活用、農山村地域社会の維持、再構築に果たす畜産・酪農の存在意義等を幅広い視点から、慎重、かつ十分に検討したうえ、「ばら撒き」、「施し政策」とならない、我が国農業の基幹部門としての畜産、酪農の将来にとって、真に、効果的な制度を構築して頂きたい。</p> <p>(2) 規模拡大の1本道を歩んできた北海道の草地酪農地帯は、大規模経営化が進展しましたが、その多くは、外国産の飼料穀物に依存する度合いの高い大牧場となっている経営が多いのが実情です。</p> <p>このため、遊休農地の発生、公共牧場の利用率の低下、往々にして畜産公害の発生源ともなっています。</p> <p>その反面、人口減少による過疎化、さらに高齢化が進行して、地域社会の維持が困難になりつつある現状を踏まえ、担い手対策、後継者の経営継承制度等を含めて、施策内容を整備、充実する必要があると考えます。</p> <p>(3) 今後、遊休農地を活用して、飼料生産を行い、地域の自給率を向上することが重要と考えますが、消費者の低脂肪成分の飲用乳需要が多いこと等を考慮して、現行の乳脂肪成分取引に、無脂固形分等を加味した取引形態に変更することが必要と考えます。</p> <p>(4) 牛乳の計画生産により生ずる余剰生乳は、消費者から批判の多い、廃棄等を行うのではなく、輸入チーズ等と代替して、国産チーズの生産で対応する施策を実施することが必要と考えます。</p> <p>(5) 近年、大家畜のBSE、口蹄疫、豚コレラ、鶏のインフルエンザなど、家畜の伝染病が世界的に猛威をふるい、畜産経営の危機管理が大きな問題になっている状況を踏まえ、畜産所得補償制度等において、その取り扱いを十分検討することが必要と考えます。</p> <p>なお、所得補償制度の基礎データとなる畜産物の生産費調査について、この問題をいかなる形でコ</p> |

- ストに反映させるか等について、検討する必要があります。
2. 畜産経営を支援するための金融措置について
- (1) 畜産経営を支援するための負債の借換え資金については、これまでの制度では、借り換え金利が軽減され、短期の資金が長期資金に書き換えられることとなりますが、負債農家にとっては、これまでの短期の借入資金に、負債が加算され、長期資金に変わり、一時凌ぎにしかかかっていないという問題があります。
- (2) 上記の制度は、融資を行っている農業協同組合にはメリットがありますが、負債農家が負債の重圧から立ち直れる措置ではありません。離農を一時的に引き延ばす延命措置になっています。
- (3) 大規模化した畜産経営の崩壊は、農山村の地域社会の崩壊につながる問題であり、幅広い視点から、より充実した多面的な支援措置を講ずる必要があります。
3. 畜産関係の生産基盤整備について
- (1) 草地、畑地、暗渠、明渠等の造成、均平化、砂利石除去等については、国が基本的に助成して、極力、現地の実態に即した工法などで、単位面積当たりで、コストのかからない施行システムを整備、導入して頂きたい。この場合、コストが下がるので、国の総体としての負担額は小さくなるので、補助率は引き上げ、その差額は、極力、地方交付税措置を講じて頂きたい。
- (2) 畜舎建物、機械等については、構造改善事業以外でも、5割補助として、補助残については、公庫融資を行って頂きたい。
- その場合、畜舎等の施設については、過剰投資を抑制するため、必要以上の強度とすることなく、また、公社営事業のように、機械との抱き合わせ助成などは、行わないようにすることが必要です。
4. 畜産の担い手、後継者対策等について
- (1) 畜産経営の規模拡大が進みましたが、農山村の過疎・高齢化が進む中で、後継者問題が深刻化しています。所得補償制度をはじめ、後継者対策の充実強化は、喫緊の課題であり、新規就農した後継者に対して、経営を譲渡する場合の経営者の譲渡所得税、後継者への贈与税、相続税などの税制についての特例措置を講じて頂きたい。
- (2) 今後の明るい農村地域社会づくりを推進する上で、生活面において、主婦の力を活用することが重要であり、そのための生活改良普及員が不足しているため、その増員をお願いしたい。
5. 6次産業化の取組等による持続可能な酪農・肉用牛生産への転換について
- (1) 農業の6次産業化は、唱導されてから30年以上経過しており、全国各地で様々な形で、点として取り組まれています。未だ面としての取組には至っていないのが現状です。
- 今後、農業の6次産業化を、酪農、肉用牛生産に関連して、積極的に推進するためには、現行政策を過ぎはぎするのではなく、酪農、肉用牛生産について、海外の飼料穀物に依存した加工畜産形態から、たとえば、スイス型の自然循環型の酪農経営を目標として、チーズの加工、販売等を含む経営体の育成を政策的に推進するなど、現行の畜産政策の基本的な見直しが必要になると思われます。
- (2) 6次産業化の取組が成立するには、①一定の恵まれた立地、環境条件と、②独特の技術ノウハウ、③経営者とその家族の粘り強い努力、④これを支える消費者の存在等が必要不可欠の要素であると考えられます。
- (3) 私どもは、この施策を一般的に適用することは容易ではないと考えます。
- ① 一般的に適用するためには、生産主体の経営から、一体、どのようなプロセスで加工、流通、直販を含めた多様な形態の経営に転換するのか、対応の仕方には、多様な形態が考えられると思われませんが、前提となる条件や考え方、転換のプロセス等を明確にしたうえで、施策を具体化する必要があると考えます。

② また、施策を推進するためには、これまでの海外からの飼料穀物に依存した原料供給型の畜産、酪農の経営転換をどうするのかにかかる問題であります。

6次産業化については、考えられる多様な形態とその具体的な類型・ガイドラインを示して頂く必要があります。

③ 今、酪農にとって、重要なことは、①量販店における飲料水より価格が安い牛乳を可能なあらゆる手段を講ずることにより、価格差を是正すること、②色もの加工飲料乳の消費を極力抑制すること、③季節的な余剰生乳は廃棄しないで、輸入品（輸入チーズ400万トン）と代替すること、具体的にはチーズ化することなどにあると考えます。

(4) 平成22年度の6次産業化事業の公募期間は、募集開始後、約1ヶ月と短期間であり、書類作成に多くの時間を必要とするので、これを延期して頂きたい。

6. 需要に即した生産－脂肪交雑重視から多様な和牛肉生産への転換について

(1) タイトルの「脂肪交雑重視から多様な和牛肉生産への転換」を「脂肪交雑重視から多様な牛肉生産への転換」に変更することを検討頂きたい。

(2) 2ページの「また、こうした観点から、脂肪交雑の多くない日本短角など黒毛和種以外の和牛についても、品種特性に応じた生産を推進する必要。」を、以下の理由により、次のように変更すること。

「また、こうした観点から、脂肪交雑の多くない日本短角など黒毛和種以外の和牛、野草資源等の活用に適合した外国種との交雑種（F1、F2）についても、品種特性に応じた生産を推進する必要。」

さらに、ブラウンスイス種から生産されるオス子牛について、現状では「ぼろ牛」とされるが、今後、酪農家の所得確保に資するよう、適切な価格形成を行う必要があると考えます。

(理由)

今後、飼料穀物の国際価格が高騰する中で、国土の未利用資源の有効活用を図るため、豊富に存在する野草や笹等の資源を活用した肉用牛の林間放牧等を推進することは、極めて重要であるので、野草資源の活用能力が抜群に高い外国種アンガスと、黒毛和種等の交雑種の放牧飼育を普及することが極めて重要であります。

全国各地で行われてきた先駆的経営が廃業の危機に直面している実態を放置することなく、国は実態を把握し、かつ、早急に対策を講じる必要があります。

(3) 上記(2)との関連で、平成19年3月26日農林水産省生産局長名で食肉関係団体の長に発出された「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドラインについて」は、その後の食肉市場における牛肉価格の形成において、上記の「外国種アンガスと黒毛和種の交雑種」の大幅な価格低下につながり、これに関連している経営体が崩壊の危機に直面しています。

このような状況を踏まえ、今後、①「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドラインについて」並びに牛肉の規格、格付けの見直しを行うとともに、外国種との交雑種について、適正な市場価格の形成を指導することが必要であります。②「現行の和牛に偏重した牛肉規格」については、上記の理由との関連を踏まえ、我が国畜産の今後の展開方向との関連において、幅広い視点から見直しを行う必要があると考えます。

7. 河川敷地の畜産的利用についての意見

バイオ燃料との競合など、国際的な飼料穀物価格が異常に高騰し、今後も、高水準で推移すると見込まれる中で、国内に豊富に存在する河川敷地の草資源（国土交通省の調査によれば、1級河川の河川敷地（125千ha）としての利用可能面積は、官有地の利用可能地34千ha、民有地の未利用地3千haを加えた3千7ha）を有効に活用することは、極めて重要であります。

本会は、平成13年に利根川等の河川敷地の畜産的利用の実態調査を行い、平成14年1月に「河川敷

|   |    |     |      |  |
|---|----|-----|------|--|
|   |    |     |      | <p>地の畜産的利用についての提言」を行っています。</p> <p>以下のその提言に基づき、「河川敷地の畜産的利用の推進方策」について、提案を行います。</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>河川敷地の未利用草資源の利活用を図るため、国土交通省、環境省、農林水産省が連携協力して、賦存資源量、畜産的利用の可能性等について実態調査を行うとともに、関係省庁、自治体の推進体制の整備、河川敷地の畜産的利用を推進する事業について、以下の観点から、その見直しを行う必要があります。</p> <p>① 我が国畜産の低コスト化推進の一環として、河川敷地の畜産的利用を促進するため、関係省庁間において、基本的考え方について、十分意思疎通を図り、現場において、国と自治体が協力一致して、事業を推進する連絡協調体制を整備する必要があります。</p> <p>② その場合、国土交通省・環境省サイドにおいて、畜産振興地域において、市町村、畜産団体等を河川敷地の野草刈り取り、処理を行う団体として、これらの事業の請け負い、参入について、資源の有効利用、環境の保全、美化等にも貢献することを考慮して、十分な配慮がなされること、</p> <p>③ 農林水産省サイドにおいては、畜産振興地域における自治体、事業者等のニーズを把握して、事業実施にかかる、乾草調製、格納等所要の機械施設を整備する等政策的な支援事業を行う必要がある。</p> <p>(2) 具体的推進方策</p> <p>① 畜産振興地域における河川敷地の草資源を管理活用する事業主体の創設と草資源活用計画の策定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業主体（市町村または農業協同組合、畜産団体）の創設</li> <li>2) 畜産農家数、大家畜飼養頭数等から見た草資源利用量と河川敷地野草刈り取り、供給可能量の把握</li> <li>3) 事業主体の畜産農家への乾草供給価格の設定</li> <li>4) 乾草生産システムと機械施設の整備</li> <li>5) 乾草作業計画に基づく作業の実施</li> </ol> <p>② 河川管理、環境サイドと畜産サイドの連携協力体制の整備と事業の円滑な実施体制の整備</p> <p>③ 畜産の低コスト化、草資源活用のため、農林水産省における地方公共団体、畜産団体への支援助成等</p> |
| 6 | 男性 | 東京都 | 団体職員 | <p>&lt;総論&gt;</p> <p>○ 新たな酪肉近について、具体的にどういった取組をどの時点で行うのか、行程表を示すべき。</p> <p>○ 我が国の畜産・酪農を考えるうえで、十分な国境措置の確保は絶対必要であり、酪肉近においても明確化すべき。</p> <p>&lt;我が国における畜産・酪農の位置付け&gt;</p> <p>○ 我が国における畜産・酪農の位置付けについて、たい肥利用等による循環の面についても位置付けるべき。</p> <p>○ 消費者・国民に対して、食肉・卵や牛乳・乳製品の機能性等に関する正しい知識を広めることと同時に、多面的機能や国内における重要なたんぱく供給源など我が国の畜産・酪農が果たす重要な役割と、それらは政策的な支援があって保たれること等について、理解を広げることが重要であることを、前文等に盛り込むべき。</p> <p>&lt;所得補償制度&gt;</p> <p>○ 現行制度は、畜種ごとの特性を踏まえ、個別の法律等にもとづき措置されているが、新たな所得補償制度の検討にあたっては、現行制度の十分な検証を踏まえ、需給・価格・経営の安定と所得増大、生産拡大</p>   |

を図る観点から、現行制度を充実・強化する方向で議論を進めるべき。必ずしも、23年度からの導入にこだわる必要はないのではないか。

- 現行の畜産にかかる経営所得安定対策等は、農畜産業振興機構の財源により措置されており、新たな所得補償制度においても、こうした枠組みを継続し、安定的で十分な財源を確保するとともに、機動的に対応できる仕組みを維持すべき。

#### <6次産業化>

- 農家所得向上のための6次産業化の趣旨には賛成だが、農家個々の取組だけでなく、産地や協同組織といったまとまりの中で取組を進めるべき。

- 牛乳・乳製品の6次産業化については、計画生産・用途別取引の枠組みと整合性のとれたものとする必要がある。

#### <乳製品の生産拡大>

- 輸入チーズの国産への置き換えにより生産拡大を図ることについては賛成だが、チーズ向け生乳の取引価格は生産コストを下回っており、チーズ向けを拡大した場合、生産者の所得は減少する。チーズ向け生乳についても補給金の対象とするなど、現在の増産部分だけでなく恒久的な政策支援が必要。

- 飲用向けの需要減少により都府県の生産基盤の維持が課題となっており、都府県においても加工向けに取り組むために処理施設の整備への支援や経営安定のための支援が必要。

#### <担い手育成、経営類型・指標>

- 今後も我が国の畜産・酪農の担い手は家族経営が基本であることを明確化した上で、経営類型ごとの指標について、収益やコスト、所得の額についても示すべき。

- 6次産業化に取り組む類型としてチーズの加工・販売に取り組む類型が示されているが、産地など集団で6次産業化に取り組む肥育牛経営の類型等についても示すべき。

- 畜産・酪農は大規模な投資を必要とする装置産業であり、一度離れてしまえば復帰するのが極めて困難であることから、経営の安定、継続、円滑な継承、新規就農の促進のための支援についてより明確に位置付けるべき。

#### <生産者への支援機能の強化>

- 畜産・酪農に関する支援組織等の関係団体について、機能強化の方向を示していく必要がある。

- 地域の獣医師や技術指導員等の確保が困難となっており、現場で農家を支援する獣医師、指導員や支援組織の体制、連携強化等についても整理すべき。

- 畜産・酪農に対する経営管理支援の強化を明確化すべき。

#### <自給飼料対策>

- 土地条件により自給飼料生産が困難な地域にあっても国産飼料の活用ができるよう広域流通体制の整備が必要。飼料基盤のある地帯と、そうでない地帯ごとに、自給飼料の活用について、目指す方向を示す必要があるのではないか。

- 自給飼料の生産・利用の拡大と定着のためには、耕種部門、畜産部門双方の情報の共有化や、加工・流通整備や飼料生産に対する恒常的な支援等により、安定的な供給体制の構築が必要。

#### <生産性向上・コスト低減>

- 畜産関連対策のハード事業が縮小傾向にあるが、生産基盤の維持のためには意欲ある生産者の投資等への支援の充実が必要。

- 肉用牛のコスト低減のためには、素畜の低コスト生産が重要であり、繁殖牛の放牧やキャトルセンター等の取組について位置付けるべき。

#### <畜産物の輸出促進>

|    |    |     |      |      |   |
|----|----|-----|------|------|---|
|    |    |     |      |      | <p>○ 輸出促進に向け、「二国間における協議の積極的推進」とあるが、農畜産物輸出国とのF T A ・ E P Aとは別であると明確化すべき。</p> <p>&lt;知財としての遺伝資源&gt;</p> <p>○ 和牛の遺伝資源等は、重要な知的財産であり、今後戦略的に知財の保全・活用を図るため、酪肉近でも明確に位置付けるべき。</p> <p>&lt;加工流通対策&gt;</p> <p>○ 乳業再編や食肉センター等への支援については、一般予算での計上が見送られるなどしており、一般予算化も含めた十分な財源の確保が図られるよう、重要性をより明確化すべき。</p>   |
| 7  | 男性 | 50代 | 神奈川県 | 流通業  | <p>第4の2(2)牛肉の流通の合理化における方向性のウに関して、食肉市場の重要性及び機能強化の必要性は理解できるが、すでに部分肉流通が主流となっており、また、今や野菜や水産のしても市場外のウエイトが高まってきている現状からみて、先細りに向かう市場の機能ばかりが強調されている印象が強いのは如何なものか。</p>  |
| 8  | 男性 |     | 神奈川県 | 団体職員 | <p>1. 自給率向上に向けて国産畜産物の生産拡大や生産者の所得向上、飼料自給率向上や安全・安心を実現するためのビジョンや方策を明確化すること。</p> <p>2. 将来にわたって、家族経営を基本とした多様な経営体が我が国畜産・酪農の担い手であることを明確化すること。</p>  |
| 9  | 女性 | 40代 | 新潟県  | 公務員  | <p>ざっくりと基本方針を見て感じたことを書かせて頂きます。</p> <p>6次産業化は長年の畜産業の中でも珍しくなく、廃業や倒産した例も多々あります。それを踏まえると、中長期計画ですから6次産業化を後押しする加工・流通の段階で、国が必要な改善をする事が必要なのは明らかで、検討では言葉が弱く感じました。また、当県ではコシB Lの都合、多収性品種の導入が限られています。各県の主食用米の育種・栽培と連動した効率的な開発・技術推進が必要と思います。</p>   |
| 10 | 男性 | 40代 | 長野県  | 会社員  | <p>1. わが国における酪農・肉用牛生産の位置づけ<br/>栄養の供給や多面的機能など重要な機能・役割を果たしていると謳うだけでなく、必要不可欠な機能として日本の畜産・酪農が将来にわたって継続できるよう国及び国民が支援していくことの必要性を明記すべきである。また、農業者が将来設計できるよう農業生産額及び所得の増大目標を設定すべきである。</p> <p>2. 畜産・酪農所得補償制度の導入<br/>農家経営は危機的状況であり経営継続できる所得確保のため畜産・酪農所得補償制度は前倒しして早急に構築することが必要である。また、万全な経営安定機能を発揮できるよう、十分な予算を確保すること。</p> <p>3. 6次産業化の取組等による持続可能な酪農・肉用牛生産への転換<br/>適正な価格転嫁については販売価格に対する消費者理解が重要であるので、団体やメーカー対策だけでなく、小売業者や消費者への理解醸成対策が必要である。<br/>畜産振興にとって公的施設でもある食肉処理・加工施設の経営強化が重要であり、国による支援強化が必要である。</p> <p>4. 資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農・肉用牛生産への転換<br/>自給飼料の生産拡大は必要であり、生産拡大や耕畜連携等への支援措置の充実強化が必要である。また、農業機械導入への支援が必要である。<br/>敷き料のオガコが不足していることから、国産未利用資源の活用対策など確保・流通対策が必要である。</p> |

|    |    |     |     |      |   |
|----|----|-----|-----|------|---|
|    |    |     |     |      | <p>また、オガコ製造機械導入に対する支援が必要である。<br/>         エコフィードの普及拡大のためにはエコフィードに合った給餌システム導入に対する支援対策が必要である。<br/>         大規模畜産ほど臭気対策が必要であり莫大な費用がかかることから国の十分な支援対策が必要である。<br/>         また、臭気対策に対する国の試験研究を強化し、有効な手法を打ち出すことが必要である。</p>  |
| 11 | 男性 |     | 京都府 | 団体職員 | <p>1. 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針<br/> <b>【畜産・酪農所得補償制度】</b><br/>         新・基本計画では、戸別所得補償制度の導入時期を明示できていないことから、政府は現場が混乱しないよう具体的な事業内容等を早期に示すとともに、生産者をはじめ関係団体等との協議を踏まえて、真に生産者にとって実効性がある制度を構築するべきである。</p> <p>2. 6次産業化の取組等による持続可能な酪農・肉用牛生産への転換<br/> <b>【6次産業化の取組等による所得向上】</b><br/>         6次産業化の取組等により、付加価値を高め、農業者の所得増大を図ることは必要である。この実践にあたっては、他の農畜産物と一体的に地域ブランド化を確立するべきである。<br/> <b>【酪農・肉用牛生産における多様な経営の育成・確保】</b><br/>         家族経営が太宗を占める我が国の畜産・酪農の生産者に対して、価格安定制度の最低保証価格の上げや、農業所得の増大に主眼をおく中長期的な政策の確立と、経営規模に応じたきめ細かな経営指導が必要である。<br/> <b>【酪農・肉用牛生産におけるコスト低減・省力化】</b><br/>         小規模な繁殖農家に対する支援対策として、後継者・新規参入者に対する育成支援をはじめ、繁殖・肥育一貫経営、ヘルパー制度の充実、繁殖素牛導入支援や、行政等によるキャトルステーション（子牛肥育センター）の設置・運営支援などの措置が必要である。</p> <p>3. 資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農・肉用牛生産への転換<br/> <b>【堆肥管理の適正化と利用の促進】</b><br/>         畜産堆肥については、規模拡大により排泄物処理が個人やJAでは対応しきれず利益確保が容易でないことから、行政等による公共施設としての堆肥処理施設を整備するべきである。また、地域で余剰となる堆肥の有効活用のために、広域流通体制の確立を図る必要がある。<br/> <b>【畜産経営に関する対策】</b><br/>         死亡家畜の処分施設（焼却施設）については、環境衛生を保持する観点から、行政が主体となって設置・運営するべきである。また、JAグループが設置する既存施設の更新・修繕経費について支援措置が必要（有害野生鳥獣の処分も引き受けていることから、恒常的な赤字運営となっている）である。</p> <p>4. 消費者ニーズに応えた酪農・肉用牛の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の促進<br/> <b>【産業動物獣医師の育成・確保】</b><br/>         産業動物獣医師が不足していることから、獣医師の養成・確保に官民あげて早急に取り組む必要がある。<br/> <b>【国民の理解の確保】</b><br/>         本基本方針を、生産者はもとより、国民各層へも広く知らしめる取組を行い、双方の理解・支持のもとで我が国畜産・酪農経営の構築に取り組む必要がある。</p> |
| 12 | 男性 | 60代 | 大阪府 | 流通業  | <p>第4の2の(2)の牛肉の流通の合理化<br/>         食肉処理施設や食肉センターの整備等はもちろん大切ですが、部分肉（ボックスミート）流通の推進はそ</p>  |



|    |    |       |     |      |   |
|----|----|-------|-----|------|---|
|    |    |       |     |      | れらに劣らず重要だと思います。部分肉は、生体や枝肉に比べて、積み重ねられるので効率よく多くの量を運ぶことができますし、積み下ろしも衛生的に容易に行えます。また、必要な部位だけを調達することができます。部分肉流通の促進についてももう少しコメントをお願いします。   |
| 13 | 男性 | 40代   | 兵庫県 | 公務員  | 脂肪交雑の多くない和牛生産を推進する考えは一理あるが、脂肪交雑の多い黒毛和種の品種特性を伸ばす方向性は変えるべきでない。生産費下げのための国産飼料増産、畜産物安定生産に繋がる新規就農支援施策に重点を置くべき。  |
| 14 | 男性 | 70代以上 | 奈良県 | その他  | 「肉用牛及び牛肉の流通合理化に関する基本事項」について<br>全体に生産サイドに片寄り過ぎの感がある。生体から枝肉、さらに輸入牛肉が増えて今やパーツでの取引が主流。もっと下流での流通のあり方が示された方がいいのでは。  |
| 15 |    |       | 愛媛県 | 団体職員 | <p>1. 我が国における酪農・肉用牛生産の位置付けについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民のタンパク質やカルシウムの重要な供給源として畜産・酪農業を位置付けることに期待するとともに政策的な支援策の継続を求める。</li> <li>○ 愛媛県は、中国四国地方有数の畜産・酪農県としてこれまで発展してきており、農業産出額から見ても2割を超える重要な品目となっている。特に中山間地域の重要な産業としてこれまで発展してきたが、畜産・酪農業が崩壊すると地域の存続に影響する地域もあり畜産・酪農業の持続的な発展は本県にとって重要な問題である。</li> <li>○ これまで生産者や農業団体の食農教育活動の取組もあり、県内産の安全で新鮮な食肉・牛乳として、県民理解が進んでいる。さらに牛乳等の機能性の国民理解に加え、国土や生産条件の違いから広大な国土を持つ諸外国と比べてコストが高く、政策的な支援が必要であることについての国民的理解促進策を望む。</li> <li>○ また、WTO農業交渉やFTA、EPA交渉に向けても十分な国境措置の確保に対する国民的理解促進策が必要である。</li> </ul> <p>2. 所得補償制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産現場では、食肉価格の低下や牛乳の消費減退に加え、近年の飼料等生産資材の高騰により廃業等が加速しており、担い手が減少している。中山間地域では、酪農・畜産農家の減少が地域崩壊につながる恐れもあり、農家生産者の所得確保は地域経済維持の面からも重要である。</li> <li>○ 現行制度は、平成22年度からの事業実施であり、現行制度の検証期間が必要であり、新たな所得補償制度の検討についても現場の混乱防止のためにも現行制度の充実・強化を基本に検討されることを望む。</li> <li>○ 畜産・酪農業は、水田や畑作等へのたい肥供給や飼料作物の生産等今後の地域循環型農業の構築の面でも重要な役割を担う必要があり畜産・酪農生産の担い手確保が必要である。</li> </ul> <p>3. 6次産業化の取組等による持続可能な酪農・肉用牛生産への転換について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6次産業化への取組は国民理解の促進面からも大変有益であるが、個々の農家の取組だけでなく、畜産・酪農業については、これまで中山間地域の生産団地等地域全体の取組として発展してきた経過を踏まえ、組織の取組についても促進すべきである。</li> <li>○ 特に地域ブランドの確立や高付加価値化のための加工開発にも農協等の飲用工場が重要な役割を担っており、一層の拡充・合理化策が必要。</li> </ul> <p>4. 資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農・肉用牛生産への転換について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自給飼料の生産・利用の拡大と定着のためには、地域特性を踏まえた広域流通体制の整備と飼料生産に対する恒常的な支援体制の構築が必要である。</li> </ul> |

|    |    |     |     |      |   |
|----|----|-----|-----|------|---|
|    |    |     |     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、畜産・酪農業は設備投資に大規模な資金投入が必要な産業であり、資源循環型社会実現の担い手としての畜産・酪農生産者の経営安定、経営継続、円滑な継承支援対策等や酪農ヘルパー制度の拡充等生産支援策の拡充が必要である。</li> <li>5. 消費者ニーズに応えた酪農・肉用牛の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保について</li> <li>○ 飼料生産における適切な栽培管理の徹底等一層の安全性と信頼性の確保策が必要である。</li> <li>○ 国民理解の促進のためには生産現場の理解と取組が重要であり、生産者の食農教育や中山間地域の国土の保全や景観確保に対する取組に対する十分な評価と支援を行うべきである。</li> <li>○ 上記を踏まえた国民理解の促進と消費拡大対策を併せて進めていくことが、酪農・肉用牛の生産基盤の維持拡大のために最も必要である。</li> </ul>   |
| 16 | 男性 |     | 長崎県 | 団体職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針について<br/>基本方針において、自給率向上に向けて国産畜産物の生産拡大や生産者の所得向上、飼料自給率や安全安心への取組、後継者対策や新規就農促進等の担い手育成・確保対策を実現するためのビジョンや方策を明確化することが必要。</li> <li>○ 畜産・酪農所得補償制度について<br/>飼料の高止まり、畜産物価格の低迷等により、畜産農家経営は厳しい状況が続く中、現在の経営安定対策の充実・強化をはかるのか、新たな所得補償制度を講じるのか、いずれにせよ、畜産・酪農経営のセーフティネットの構築並びに将来的に再生産可能な政策とすることが必要。</li> <li>○ 6次産業化について<br/>加工、販売するには法律、規制等があるため容易でないと考えるが、特に畜産での6次産業化をどのようなイメージで取り込むのか、支援内容をはじめ、ビジョン、方向性を明確化することが必要。</li> </ul>  |
| 17 | 男性 |     | 熊本県 | 団体職員 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 畜産・酪農所得補償制度の導入について<br/>畜産・酪農所得補償制度の導入については、畜種毎の経営安定対策の実情を踏まえることは当然であるし、それらの対策を一括りにして「補償」とするのでなく日本の畜産・酪農の未来に向けた所得『保障』制度を構築すべきである。</li> <li>2 食育など畜産や畜産物に対する国民の理解の確保について<br/>近い将来に危惧されている食料不足に備え、国家戦略として食料自給率向上を図ることを全国民に宣言すべきである。</li> <li>3 生乳の計画的かつ安定的な供給及び集送乳等の合理化について<br/>指定団体は生乳受託販売に特化した団体であり、需給調整、需要拡大、価格形成を成している。<br/>一方、県連・単協等は、安全・安心な生乳生産と営農指導、技術指導、経営支援等を実行し、指定団体には生乳販売を委託するものである。<br/>よって、両者の役割と範囲は、おのずと分かれているものである。また、集送乳についても、集乳は県連・単協が指定団体より委託されたもので、送乳は指定団体に県連・単協が委託しているものであり、これらのことにより生乳販売体制は他の農業生産物に対して一貫性があり一元化されていると言えるところです。<br/>県連・単協等の再編整備は、組合員が減少する中で、将来に向けた組織の在り方について協議しているものであり、生乳販売委託の合理化・簡素化の根拠にするものではないと考えます。</li> </ol> |
| 18 | 男性 | 60代 | 宮崎県 | 肉用牛農 | 畜産酪農対策について  |

|    |    |     |      |     |  |
|----|----|-----|------|-----|--|
|    |    |     |      | 家   | <p>私は、宮崎県で発生した口蹄疫の発生地から10km管内で繁殖牛経営を営む65歳の男性です。我が国の食糧自給率は、カロリーベースで40%程度。自国民の食糧を外国に求める事、そのものが問題であると思います。今までの農政・国政のあり方を抜本的に見直す時期に来ていると思います。国民の食糧は出来る限り自給する方向で考えていけば、農業も一大産業として生き残れると思います。今まで農業・食糧に対する考え方そのものが間違っていたのではないかと思います。農家の高齢化、担い手不足と言われ始めて久しいですが、農業で自立出来る体制づくりが急務であると思います。</p> <p>現在、経済不況により農業が見直されようとしております。公務員、一般サラリーマン程度の生活が保障されれば、自然的に農業をやる人が増えると思います。日本農業の位置づけを行い、日本独自の農業経済を目指すべきだと思います。欧米の農業と対等に戦えと言っても出来るものではなく、多面的な事も視野に入れ食糧の生産計画を樹立し、地域地域に合った農業を目指し産地育成に万全を期し日本国内で産地分業論を唱え、過度な競争を排除しながら季節感のある農業確立に努めるべきだと思います。食糧自給率を向上させる位置付けとして米を中心とした日本型食生活への導きを図るべきだと思います。</p> <p>今後、化石燃料に依存する農業から自然エネルギー利用への方向転換が必要になると思います。農畜産物が再生産出来る体制づくりが急務です。それは、生産原価に見合った価格設定を行い長期的に安心安全の農畜産物を安定的に供給出来る体制づくりに国を挙げて取り組むべきだと思います。</p> |
| 19 | 男性 | 50代 | 鹿児島県 | その他 | <p>和牛肉に対するマーケットの一樣でないニーズをとらえ、生産方針とマッチングさせていくことが重要であると考えます。そのなかで、牛肉の売り場における表示義務のなかに品種がないため、消費者が誤認している場面があります。（独自調査具体例：国産牛肉＝和牛と勘違いしている）骨子P11を推進するためには販売時における牛肉の品種表示が必要であると考えます。（トレサ法では義務化。ただし売り場表示義務なし。）</p>   |